

業庫第26号（例）
2023年7月3日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「子ども・子育て支援法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令」（令和5年財務省令第7号）の施行により、納付書の書式が改正されたことに伴い、標記規程（昭和55年2月1日付国丙第2号別冊）の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 参考書式第5号(6)中「厚生労働省子ども家庭局」を「厚生労働省年金局事業企画課」に、「厚生労働省子ども家庭局長」を「厚生労働省年金局事業企画課長」に改める。